



過剰木材在庫利用緊急対策事業 (新型コロナウイルス対策 第1次国補正予算)

(一社) 千葉県木材振興協会 (TEL:0475-53-2611)

1 事業内容

新型コロナウイルス感染拡大による木材需要拡大のため、公共施設等への木材製品
(構造材・内装材・外構)の利用に対し施工者である工務店等に助成

2 助成対象区分・助成金額 (※助成金額は実経費と比較し安価な方)

助成対象区分	木材製品使用	助成金額の目安 ※
構造材	新築・増築・改築の全部又は一部に使用	39,000円/㎡ (床面積)
内装材	修繕等の仕上げ表面に新規に使用	ア. 壁・天井の仕上げ 12,000円/㎡ (内装面積) イ. 床の仕上げ 7,000円/㎡ (床面積)
外構材	ア. 塀・柵 0.04㎡以上/m イ. その他外構施設 0.2㎡以上 ウ. 一定区域で複数の外構施設の木質化 木材製品利用量合計 0.5㎡以上	ア. 塀・柵 17,500円/m イ. その他外構施設 100,000円/㎡ ※クリーンウッド法登録木材関連事業者には割増有 ※助成金上限 3,000万円/施設

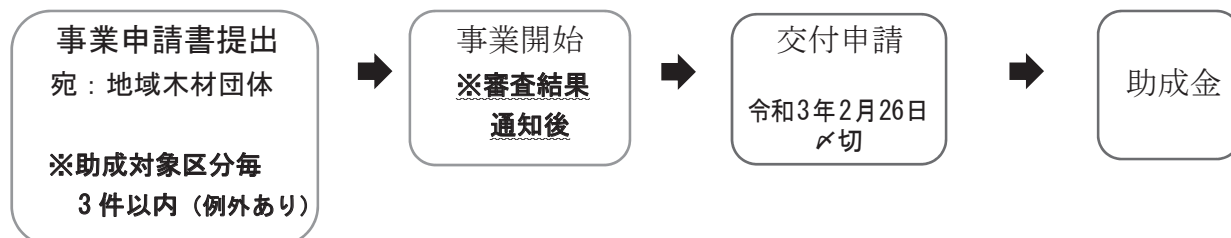
(注) 同一物件で、構造材と内装材の助成は受けられません

3 助成対象物件等

- 対象物件は公共建築物等 (裏面参照)
- 建築主が国でない
- 国からの助成を受けていない施設
- 構造材・内装材は、床面積が10㎡を超えるもの
- 外構材は、クリーンウッド法による合法性が確認された木材で、かつ、使用箇所に応じて所定の耐久性を有する防腐処理が必要



4 事業の流れ



5 受付期間

事業申請 6月1日～10月30日 (※申請状況により期日前の締切り有)

6 申請・問合せ先

全国木材組合連合会 (<https://mokuzai-zaiko.jp/>) TEL:03-6550-8540

※ 過剰木材在庫利用で検索 (公募要領を確認願います)

(対象となる公共建築物等)

建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象となる公共建築物等
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○ (※) (※)
幼稚園	○
小学校	○
義務教育学校	○
中学校、高等学校又は中等教育学校	○
特別支援学校	○
大学又は高等専門学校	○
専修学校	○
各種学校	○
幼保連携型認定こども園	○
図書館その他これに類するもの	○
博物館その他これに類するもの	○
老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	○
保育所その他これに類するもの	○
助産所	○
児童福祉施設等（建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等をいい、前 3 項に掲げるものを除く。）	○
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	○ (※)
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	○
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	○
病院	○
巡査派出所	○ (※)
公衆電話所	○ (※)
郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	○ (※)
地方公共団体の支庁又は支所	○ (※)
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	○
建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	○ (※)
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	○ (※)
工場（自動車修理工場を除く。）	○ (※)
自動車修理工場	○ (※)
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	○ (※)
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	○
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	○
ホテル又は旅館	○ (※)
自動車教習所	○
日用品の販売を主たる目的とする店舗	○ (※)
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	○ (※)
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	○ (※)
食堂又は喫茶店	○ (※)
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）自家販売のための食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子店その他これらに類するもので作業場の床面積が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設。	○ (※)
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	○ (※)
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前 2 項に掲げるものを除く。）	○ (※)
事務所	○ (※)
自動車車庫	○ (※)
自転車駐車場	○ (※)
倉庫業を営む倉庫	○ (※)
倉庫業を営まない倉庫	○ (※)
公会堂又は集会場	○
展示場	○ (※)
卸売市場	○ (※)
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	○ (※)
その他	○ (※)

注 1：「○」は対象。

注 2：「※」が付してあるものは、住居部分は対象外とする。

注 3：「※」が付してあるものは、地方自治体又は災害対策基本法に基づく指定公共機関が整備する場合に限る。
 なお、外構材については、上記公共建築物等に附帯して設置される工作物及び公園・道路など、公共の用に供する場所に設置される工作物に使用されるものとする。